

設立関係資料

◎ 地域公共交通会議と地域公共交通活性化協議会の違い

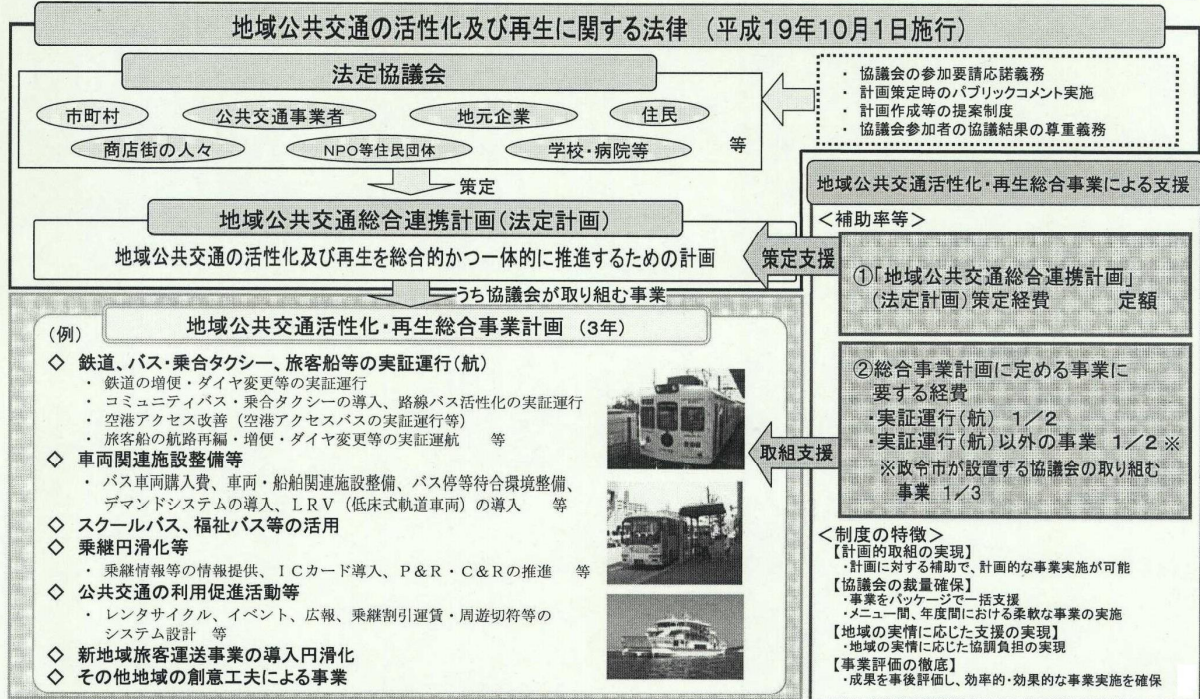
	地域公共交通会議	地域公共交通活性化協議会
根拠法令	道路運送法	地域公共交通の活性化 及び再生に関する法律
対象交通モード	バス・タクシー	多様なモード (バス・タクシー・鉄道等)
会議参加 応諾義務	な し	あ り
計画策定	任意（補助金なし）	補助金の交付を 受ける場合は必須
事業実施における 補助金受領	行えない (協議組織)	行える (協議＋実施組織)
メリット	この会議で合意された場合 ・経路の設定 （路線の新規・変更） ・運賃設定 等 上記手続きを簡略化・弾力化 することが可能となる	国からの支援が受けること ができる。 《 国からの補助は、市町村や 交通事業者に対してではな く、この協議会に対して行 われる。》

『地域公共交通会議』と『地域公共交通活性化協議会』が協議していくテーマは、大半は共通する内容となります。

地域公共交通活性化・再生総合事業

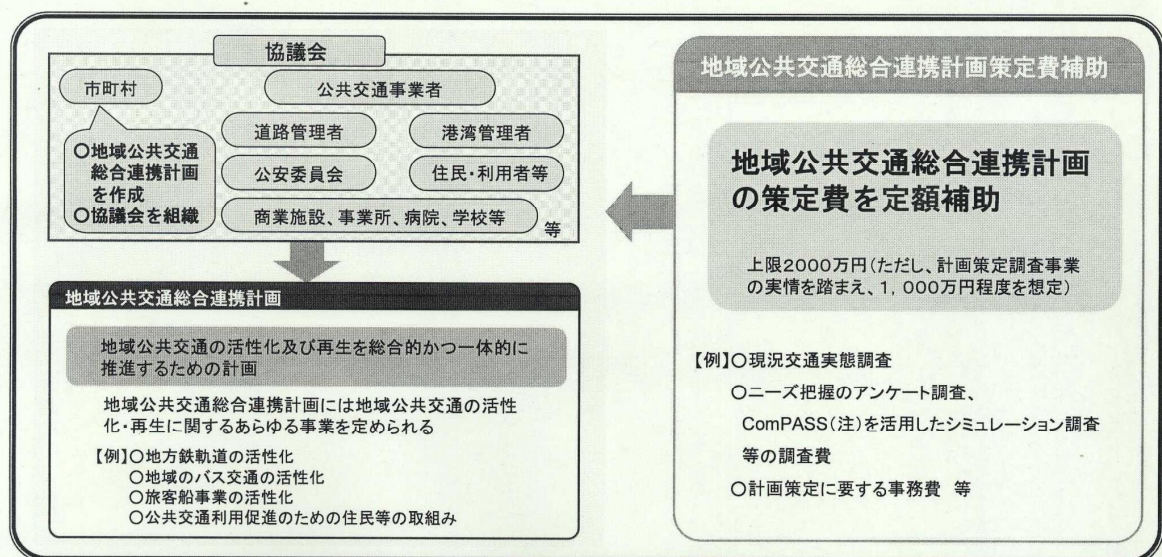
21年度予算案
44億円

地域公共交通活性化・再生法の目的を達成するため、同法を活用し、地域の多様なニーズに応えるために、鉄道、コミュニティバス・乗合タクシー、旅客船等の多様な事業に取り組む地域の協議会に対し、パッケージで一括支援することにより、地域の創意工夫ある自主的な取組みを促進する。



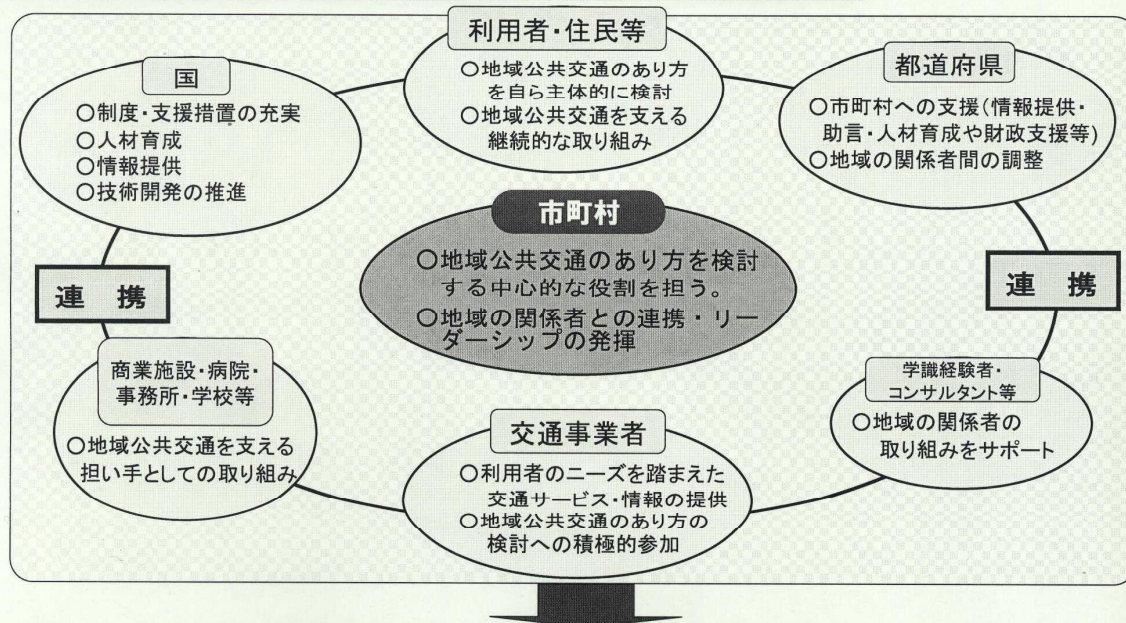
地域公共交通総合連携計画の策定を支援

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条第1項に基づく地域公共交通総合連携計画を市町村が作成する場合、市町村が組織する協議会に対して支援



（注）ComPASSとは、地理情報システム（GIS）を活用して「採算性」と「採算性以外の評価指標」の合計4つの指標に基づき、市町村が策定するバスの運行計画を評価するシステムをいう。

地域公共交通の活性化・再生に向けた今後の取組みのあり方



地域公共交通活性化・再生法を制定し、頑張る地域を総合的に支援

同法において、市町村が地域公共交通活性化の推進の中心的役割を担うことを明確化

【協議第5号】

いの町地域公共交通活性化協議会予算書【案】

歳入予算額 10,000千円

歳出予算額 10,000千円

1 歳 入 (単位：千円)

款	項	目	予算額	説明
1 補助金			10,000	地域公共交通活性化・再生事業費国庫補助金
	1 補助金		10,000	
		1 補助金	10,000	
歳 入 合 計			10,000	

2 歳 出 (単位：千円)

款	項	目	予算額	説明
1 運営費			665	
	1 会議費		655	
		1 会議費	655	委員報酬等
	2 事務費		10	
		1 事務費	10	消耗品費
2 事業費			9,330	
	1 事業費		9,330	
		1 事業費	9,330	地域公共交通総合連携計画策定調査委託
3 予備費			5	
	1 予備費		5	
		1 予備費	5	
歳 出 合 計			10,000	

議題（７）関係資料

地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請等について

① 趣 旨

地域公共交通に関するニーズや課題はそれぞれの地域によって多種多様であるため、地域住民の移動ニーズ等を踏まえ、鉄道、軌道、バス、タクシーといった個別の輸送形態ごとの観点だけではなく、輸送形態間の連携、横断的な観点も含め、通勤、通学、買物、通院といった住民の日常生活や来訪者の移動を支える地域公共交通のあり方について検討し、総合的な計画を策定していく。

② 地域公共交通総合連携計画策定調査の必要性について

町内のみを運行範囲とするバス路線にとどまらず、町外に接続している路線バス、ＪＲ鉄道、路面電車等の町内全ての公共交通を、

- ・路線バスと鉄道・路面電車との連結
- ・路線バスの運行系統を幹線・支線・コミュニティ交通への区分分けした運行
- ・支線・コミュニティ交通の手法を地域の実情に合った運行手法の取り入れ

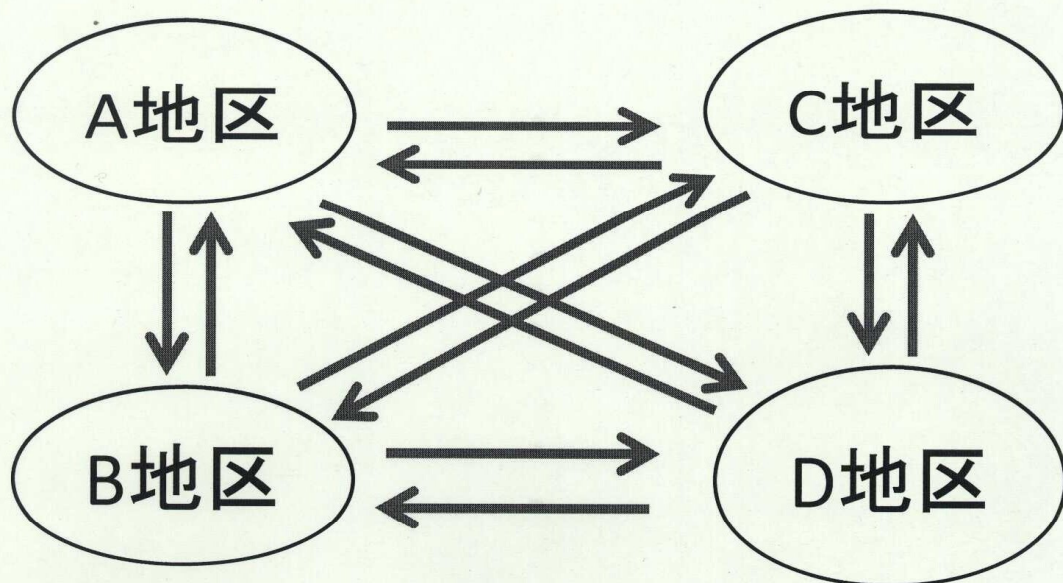
など協議検討をし、交通結節点を中心とした効率的、機能的かつ簡潔な交通ネットワークの構築を実現させるため、地域的あるいは経済的な環境分析、住民ニーズの把握から将来ニーズの予測、継続運行が可能な運行体系等、的確な調査事業が必要と考え、当該調査事業を導入していきたいと考えている。具体的な調査としては、町民アンケートによる移動実態や移動頻度等を把握する調査や中山間地域での自治会長等の地域代表者へのヒアリング調査等を実施し、地域の公共交通を守り、育てる意識の向上に努め、新たな公共交通体系の構築に向けた総合連携計画を策定する。

調査の内容	
調査の名称	調査の内容
1 地域性調査	・ 地理的環境 ・ 人口・経済等の概況 ・ 道路の現況 ・ 人口分布（地区別・児童生徒の推移・高齢化等）
2 現状把握調査等	・ 公共交通の現状整理と先進事例の整理 ・ 上位計画等の整理
3 住民ニーズ調査	・ 町民移動調査 ・ 地域代表者（自治会長等）へのヒアリング調査 ・ 利用者実態アンケート調査
4 公共交通のあり方の検討 【基本方針】	・ 上記調査等に基づいた公共交通のあり方の検討 ・ 公共交通改善のための必要施策メニューの洗い出し及び施策優先度の検討（重点施策の抽出）
5 実施計画の策定	・ 重点施策の詳細（実施計画）の検討 ◇ 運行主体の検討 ◇ 利用者数の推定、運行収支計画 ◇ 各種認可申請等の必要性 ◇ 実施のためのスケジュール策定

スケジュール				
以下項目別に概ねの着手・実施期間を矢印（←→）、または横棒線（——）で記載。				
調査の名称	4月	9月	12月	3月
1 地域性調査	——			
2 現状把握調査等	——			
3 住民ニーズ調査		——		
4 公共交通のあり方の検討【基本方針】			——	
5 実施計画の策定				——

OD表による移動の分析

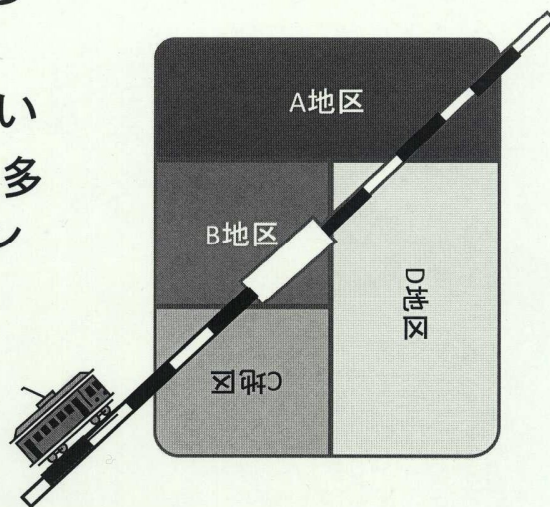
交通手段ごとに作成



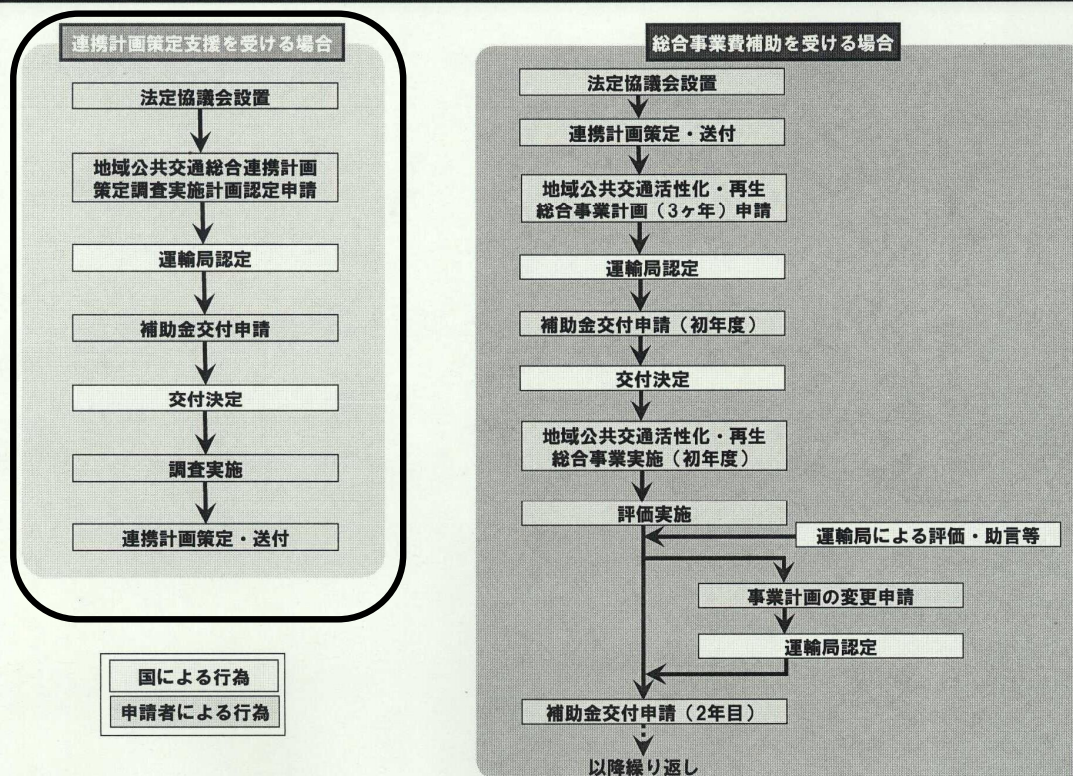
OD表による移動の分析

ゾーニング

- 地区を幾つかのゾーンに分ける
- 行政区毎がやりやすい
- 病院や駅など集客の多い所は独立してゾーンに



地域公共交通活性化・再生総合事業 執行フロー



地域公共交通活性化・再生総合事業に関するQ & A

Q1 補助対象事業者は誰ですか。

A1 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条第1項に基づく協議会が対象です。

Q2 地域公共交通活性化・再生総合事業費補助（以下「総合事業費補助」といいます。）を受ける場合には、法定協議会は法人格を持つことが必要ですか。

A2 総合事業費補助を受けるに当たっては、法定協議会に法人格は必要ありませんが、協議会規約（財務規程等を含む）や事務局の事務所を定めること等が必要です。

Q3 鉄道のみ、バスのみ、旅客船のみ等、単一モードのみを対象とした地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」といいます。）でも補助対象となりますか。

A3 単一モードのみを対象とした連携計画の策定調査や連携計画に基づく事業についても、総合事業費補助の対象となります。

Q4 一市町村内で複数の連携計画を作成する場合、それぞれの連携計画及びこれに基づく事業について補助を受けることができますか。

A4 交通圏が一市町村に複数あり、連携計画を複数作成する場合には、それぞれの連携計画の策定調査や連携計画に基づく事業について総合事業費補助を受けることが可能です。

Q5 利用者・住民、商業施設、事業所、観光事業者、病院、学校等の公共交通事業者以外の者が実行する取組みについても、総合事業費補助の対象となりますか。

A5 法定協議会が実施する取組みという位置づけがあり、地域公共交通の活性化・再生に資するものであれば、補助対象となります。

Q6 地域公共交通総合連携計画策定費補助（以下「計画策定費補助」といいます。）については、事業費全額が補助されますか。

A6 計画策定費補助については、定額（上限は2,000万円だが、計画策定調査事業の実情を考えれば、1,000万円程度の支援で実施可能と考えております。）の範囲内であれば、事業費の全額が補助されます。

Q7-1 地域公共交通会議等の既存の協議会を法定化したり、既存の計画を連携計画として位置付けることは可能ですか。

A7-1 法律の要件や基本方針を満たしていれば、既存の協議会を法定化したり、既存の計画を連携計画として位置付けることが可能です。

Q7-2 また、当該協議会が補助対象事業者となることや、当該計画に基づく事業について総合事業費補助を受けることは可能ですか。

A7-2 当該協議会が補助対象事業者となることや、当該計画に基づく事業について総合事業費補助を受けることは可能です。但し、補助を受ける場合、協議会の会長は補助金の適正な執行・管理、会計検査等、代表者として責任を持てる者であること、また、当該事業について事業計画の認定を受けることが必要となります。

Q8 年度途中での「地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画」や「地域公共交通活性化・再生総合事業計画」認定申請は可能ですか。

A8 上記2計画の認定申請については、募集期間中に申請することが必要です。20年度においては、20年3月頃に計画の認定申請募集をする予定ですが、年度途中で再度募集する予定です。詳細なスケジュールについて現時点では未定です。